

令和 年 月 日

所在地： 広島市中区基町7番33号

法人名： 地方独立行政法人広島市立病院機構



代表者名： 理事長 竹内 功

(※)個人事業主の場合「屋号」を記載の上、「代表者印」を捺印ください。

## サインレス・自動精算機取扱いに関する確認書

I. 以下、取扱うサービスにチェック■を入れてください。

チェック	取扱いサービス	対象特約
<input type="checkbox"/>	サインレス	第1章_サインレス取扱いに関する特約
<input checked="" type="checkbox"/>	自動精算機	第2章_自動精算機取扱いに関する特約

II. I でチェックを入れたサービスの取扱いに関して、当方（以下「加盟店」という）は、（以下「FC カード会社」という）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）との間で令和 年 月 日に締結した加盟店契約（以下「原契約」という）に付帯して、下記第1章から第2章までの特約のうちIでチェックを入れたサービスにかかる特約（以下「対象特約」という）および下記第3章（以下総称して「本確認書」という）を承諾の上誓約いたします。なお、本確認書において別途定める場合を除き、本確認書で使用する用語は原契約の定義に従うものとします。

以下における「FC カード会社」は原契約の契約当事者となるカード会社のうち JCB 以外の JCB グループカード会社となります。原契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、以下における「FC カード会社」「FC カード会社および JCB」「FC カード会社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

### 第1章\_サインレス取扱いに関する特約

#### 第1条（用語の定義）

「サインレス販売」とは、加盟店が原契約および本特約に基づき、加盟店と FC カード会社および JCB の間で合意した本確認書末尾の表<サインレス>に定める条件下において行う信用販売のうち、会員による暗証番号の入力または会員の署名を省略したものをいいます。

#### 第2条（サインレス販売の実施施設）

加盟店のサインレス販売の実施施設（以下「サインレス対象売場」という）は、加盟店と FC カード会社および JCB の間で協議のうえ本確認書末尾の表<サインレス>に定めるとおりとし、FC カード会社および JCB における当該施設の登録時以降に当該サインレス対象売場でサインレス販売を行うことができるものとします。なお、加盟店がサインレス対象売場を追加、変更または取り消す場合、あらかじめ FC カード会社および JCB に FC カード会社および JCB 所定の書面その他 FC カード会社および JCB が定める方法をもって届け出、FC カード会社および JCB の承諾を得るものとします。ただし、追加または変更後の施設でサインレス販売を行うことができるのは、FC カード会社および JCB における当該施設の登録時以降となります。

#### 第3条（サインレス販売の範囲）

1. 加盟店が会員に対して行うことができるサインレス販売の限度額（以下「サインレス限度額」という）は、会員1人による1回のカード利用につき、本確認書末尾の表<サインレス>に定める金額（税金、送料等を含む）とし、この限度額を超える場合には、本特約を適用せず、加盟店は、すべて原契約の定めに従い信用販売を行うものとします。
2. 加盟店がサインレス販売で取り扱うことができる対象商品等（以下「サインレス対象商品」という）および加盟店がサインレス販売で取り扱うことのできない商品等（以下「サインレス対象外商品」という）は、本確認書末尾の表<サインレス>に定める加盟店が会員に販売する商品もしくは権利、または加盟店が会員に提供する役務とします。
3. 加盟店は、前項に定めるほか FC カード会社または JCB が不適当と認めた商品についてサインレス対象商品から除外することを通知した場合、これに従うものとします。

#### 第4条（サインレス販売の方法）

1. 加盟店は会員に対しサインレス販売を行う場合、すべて加盟店のサインレス対象売場内に設置された FC カード会社および JCB の認めたサインレス用端末機（以下「サインレス用端末機」という）を利用するものとします。
2. 加盟店が会員に対しサインレス販売を行う場合、その全件に対し、事前に、サインレス用端末機により FC カード会社および JCB 所定の方法により送信することで、JCB に当該カードの真偽および有効性等を確認するとともに、当該サインレス販売に対する JCB の承認を取得するものとします。
3. JCB は前項のサインレス販売を承認する場合には、加盟店に対し承認番号を通知するものとします。
4. 前三項の規定に関わらず、加盟店が FC カード会社および JCB の別途認めた端末機を使用する場合には、加盟店は FC カード会社および

JCB 所定の方法に従うものとします。

#### 第5条（読み替え）

第3章第7条に基づきサインレス販売に原契約を適用する場合、合理的な限度で、原契約における以下の事項等を合理的に読み替えるものとします。

- (1)「信用販売」を「サインレス販売」に読み替えます。
- (2)「カード取扱店舗」を「サインレス対象売場」に読み替えます。
- (3)「端末機」を「サインレス用端末機」に読み替えます。

#### 第6条（サインレス販売の停止）

FC カード会社または JCB は、犯罪の高度化およびそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、サインレス販売を停止することができるものとし、加盟店はこれに従うものとする。

### 第2章\_自動精算機取扱いに関する特約

#### 第1条（用語の定義）

1. 「自動精算機」とは、加盟店と FC カード会社および JCB が認めた通信手段により JCB の CPU センターにオンライン接続可能な自動処理設備型のクレジットカード精算処理端末機のうち、FC カード会社および JCB が認めたものをいいます。
2. 「自動精算機販売」とは、加盟店が原契約および本特約に基づき、加盟店と FC カード会社および JCB の間で合意した本確認書末尾の表<自動精算機>に定める条件下において行う信用販売をいいます。

#### 第2条（自動精算機の導入施設）

自動精算機の導入施設（以下「自動精算機取扱施設」という）は、加盟店と FC カード会社および JCB の間で協議のうえ本確認書末尾の表<自動精算機>に定めるとおりとし、FC カード会社および JCB における当該施設の登録時以降に当該自動精算機取扱施設において自動精算機販売を行うことができるものとします。なお、加盟店が自動精算機取扱施設を追加、変更または取り消す場合、あらかじめ FC カード会社および JCB に FC カード会社および JCB 所定の書面その他 FC カード会社および JCB が定める方法をもって届け出、FC カード会社および JCB の承諾を得るものとします。ただし、追加または変更後の施設で自動精算機販売を行うことができるのは、FC カード会社および JCB における当該施設の登録時以降となります。

#### 第3条（自動精算機の対象）

加盟店が自動精算機販売で取り扱うことができる対象商品等（以下「自動精算機対象商品」という）は本確認書末尾の表<自動精算機>に定めるとおりとします。

#### 第4条（自動精算機販売の方法）

1. 加盟店は、自動精算機販売を行う場合、原契約の定めに基づく会員の提示したカードの真偽・有効性の確認、JCB の事前承認の取得、売上票または売上データの作成を自動精算機により全件自動的に行うものとします。また、加盟店は、会員によって自動精算機にカードの暗証番号を入力させ、正しい暗証番号を入力したことを確認するものとします。
2. 加盟店は、前項に定める手順を遵守することにより、原契約に定める売上票または売上票（加盟店控え）への会員の署名の徴求、カード記載の署名と売上票または売上票（加盟店控え）の署名が同一であることの確認、および、カード券面の会員番号・カード名義人名と売上票の会員番号・会員氏名が同一であることの確認を省略できるものとします。ただし、これに起因した紛議が FC カード会社、JCB またはカード会社と会員の間に発生した場合には、加盟店は一切の責任を負うものとします。
3. 原契約の定めにかかわらず、加盟店が自動精算機販売により会員一人あたり1回に行うことのできる取扱限度額（以下「自動精算機取扱限度額」という）は本確認書末尾の表<自動精算機>に定める金額とし、これを超える場合には、本特約は適用せず、加盟店は、原契約の定めに従い信用販売を行うものとします。
4. 自動精算機による加盟店の信用販売のデータは、信用販売の都度、オンラインシステムを通じて FC カード会社に伝達され、加盟店は信用販売日毎にこの集計を行うものとします。
5. 加盟店は、本条第3項および第3章第2条を含め、加盟店の施設で自動精算機販売が行えない場合があること、および自動精算機販売が行えない場合の対応方法を、会員が加盟店の施設を利用する前に会員に告知するものとし、加盟店の施設における信用販売をめぐって会員からの問い合わせ、紛議が生じた場合は原契約の定めに従い、加盟店の費用と責任をもって解決にあたるものとします。

#### 第5条（読み替え）

第3章第7条に基づき自動精算機販売に原契約を適用する場合、合理的な限度で、原契約における以下の事項等を合理的に読み替えるものとします。

- (1)「信用販売」を「自動精算機販売」に読み替えます。
- (2)「カード取扱店舗」を「自動精算機取扱施設」に読み替えます。
- (3)「端末機」を「自動精算機」に読み替えます。

### 第3章\_一般条項

#### 第1条（支払区分）

加盟店が会員に対して行うことができるサインレス販売および自動精算機販売の支払方法は、原契約の定めに従うものとします。なお、加盟店は会員がリボルビング専用カードを提示した場合についても、通常のカードと同様にサインレス販売および自動精算機販売を行うものとします。

#### 第2条（障害時の対応）

サインレス用端末機もしくは自動精算機の故障、加盟店または JCB の CPU センターの障害、JCB 所定の情報処理センターの障害、オンラインシステムの障害、またはカードの磁気情報の破損等によりサインレス販売または自動精算機販売ができない場合には、本確認書は適用されず、加盟店は原契約の定めに従い、信用販売を行うものとします。

### 第3条（債権の買戻しまたは立替払契約の取消、解除等）

1. FCカード会社は、加盟店から譲り受けたサインレス販売もしくは自動精算機販売に関する売上債権、または、加盟店とFCカード会社との立替払契約の対象となったサインレス販売もしくは自動精算機販売に関する売上債権について、原契約に定める事由に加えて以下の事由が生じた場合も当該売上債権の買取りを取消、もしくは解除、または立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。
  - (1) JCBの承認取得の有無にかかわらず、加盟店におけるサインレス販売もしくは自動精算機販売またはその両方について、会員より自己の利用によるものではない旨の申し出がFCカード会社、JCBまたはカード会社にあった場合
  - (2) その他加盟店が本確認書に違反した場合
2. 前項に該当した場合の債権買取代金または立替払金の支払いの保留および返還等については、原契約の定めによるものとします。

### 第4条（有効期間）

本確認書の有効期間は原契約と同様とし、原契約が終了した場合には当然に本確認書の取扱いも終了するものとします。

### 第5条（解約）

前条の定めにかかわらず、加盟店、FCカード会社またはJCBは、本確認書の有効期間中であっても、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより、本確認書の取扱いを終了することができるものとします。

### 第6条（契約解除）

1. FCカード会社またはJCBは、加盟店が原契約または本確認書の全部または一部に違反したときは、原契約の全部もしくは一部を解除し、または本確認書の取扱いを終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。
2. 前項に基づきFCカード会社またはJCBが原契約を解除し、または本確認書の取扱いを終了した場合は、原契約に基づき解除されたものとみなしたうえで、原契約の他の規定を準用するものとします。

### 第7条（本確認書に定めのない事項）

本確認書に定めのない事項については、原契約およびこれに付随する合意が適用されるものとし（合理的な限度で、原契約における「本規約」または「本契約」を「本規約およびサインレス・自動精算機取扱いに関する確認書」または「本契約およびサインレス・自動精算機取扱いに関する確認書」と読み替える）、これらにも定めのない事項については、その都度加盟店とFCカード会社およびJCB協議のうえこれを定めるものとします。

以上

#### <自動精算機>

自動精算機取扱施設	広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号） 広島市立北部医療センター安佐市民病院（広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号）
自動精算機対象商品	診療費及び文書料等
自動精算機取扱限度額	2,000千円